

岡崎市外国人市民支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人市民支援事業活動を行う市民活動団体に対し、その団体の育成を図り、多文化共生社会の構築を促進することを目的とし、団体の活動に要する経費の一部を予算の範囲内において補助する岡崎市外国人市民支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、岡崎市市民協働推進条例（平成21年岡崎市条例第8号）第9条第2項により登録を受けたのち、3年以上（申請年度から過去3年度以上）の活動実績を有する市民活動団体とする。

(補助対象事業及び補助金の額)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、主に市民を対象とした市民活動とし、別表に定めるところによる。

2 補助金の交付額は、別表により算出する補助対象経費の合算額から当該事業に係る収入を除いた額の2分の1以内とし、かつ10万円を限度とする。この場合において、交付額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

- (1) 岡崎市から他の制度による補助金を受けているもの
- (2) 主たる効果が市外で生じるもの
- (3) 利益、残余財産等を構成員に分配するもの
- (4) 効果が特定の個人又は団体に帰属するもの
- (5) 第三者に全てを委託するもの
- (6) その他公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められるもの

4 対象事業の中で参加費等の収入が生じるものについては、当該参加費等の収入を減じた額を補助対象経費とする。

5 国、県、岡崎市以外の地方公共団体、又は、その他の団体から他の制度に

よる補助金等の交付を受けている事業については、当該団体から受ける補助金等を減じた額を補助対象経費とする。

6 補助事業は、年間1団体1事業とする。

(交付申請書の提出)

第4条 補助金を受けようとする団体は、岡崎市外国人市民支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、事業に着手する前までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会則
- (4) 会員名簿
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、岡崎市外国人市民支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付決定を行うものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容変更)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、市長の承認を得ずに補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更を行う場合は、あらかじめ岡崎市外国人市民支援事業費補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。

3 市長は、前項に規定する変更交付申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、岡崎市外国人市民支援事業費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により補助金の変更交付決定を行うものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。

(実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、岡崎市外国人市民支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)を補助事業完了の日後30日以内(30日以内に当該年度の末日が到来す

る場合にあつては、当該年度の末日までの間）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業にかかわるパンフレット・写真等
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に岡崎市外国人市民支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金交付の時期）

第9条 補助金は、補助金の額の確定後に補助事業者からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、概算払により交付することができるものとする。

- 2 概算払を受けようとする補助事業者は、第5条の規定による交付決定通知後、請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により概算払を受けた補助事業者は、補助金額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。

（情報公開）

第10条 補助金の申請等に関する書類及び実績報告に関する書類、その他補助金に係る一連の内容は、岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号）及び岡崎市個人情報保護条例（平成11年岡崎市条例第32号）の規定に基づき、法令等で公開できないとされているもの以外については、一般の閲覧に供することができるものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金を受けた団体が次の各号いずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金を受けたとき。
- (2) 市長の承認を得ずに補助対象事業の内容又は経費の配分を変更したとき。

ただし、軽微な変更はこの限りではない。

(3) 市長が適当でないと認めたとき。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

項 目	内 容
対象事業	1 外国人市民と日本人市民の文化交流・多文化理解を促進する事業 2 外国人市民が日本人市民と安心して暮らすことができる環境作りを支援する事業（日本語教育、法律・生活相談、多言語による情報提供、その他2の目的を達成するために必要な事業）
申請者の資格	要綱第2条で規定された団体の代表者
対象経費	1 謝礼金等（講師、専門家、出演者等への謝礼） 2 旅費（講師等の交通費・通行料金等） 3 消耗品費（消耗品・材料・書籍等の購入費、看板の製作費等） 4 印刷製本費（事業に係るチラシ、ポスター等の印刷代、コピー代等） 5 通信運搬費（切手等の郵送経費、宅配料、振込手数料、各種保険料等） 6 使用料・賃借料（会場使用料、車両・機器等の賃借料）
対象外経費	1 団体の構成員の会合及び懇親会の食糧費 2 不動産・建物取得 3 領収書がないもの、使途不明なもの 4 物品の取得1つ当たり1万円以上のもの 5 慶弔費 6 申請書類提出にかかる経費 7 1から6以外の経費で社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費